

開南学校給食センターで使用する都市ガス供給業務に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 件名	開南学校給食センターで使用する都市ガス供給業務
(2) 供給場所	「仕様書」のとおり
(3) 仕様	「仕様書」のとおり
(4) 様式等	那覇市ホームページからダウンロード
(5) 供給期間	令和7年8月分検針終了後から令和9年8月分検針日まで (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

2 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札開札日時	令和7年8月6日(水) 午前10時
(2) 入札開札場所	那覇市役所本庁舎11階 1101B会議室(那覇市泉崎1丁目1番1号)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日まで(要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿の「業種27その他、種目01燃料類」に第一希望で登録されている者であること。
(2)	地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
(3)	那覇市物品購入等競争入札取扱要綱第13条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(4)	営業に関し法令上資格等を必要とする場合であっては、それらの資格等を有していること。
(5)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(6)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)
(7)	代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。 ① 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。 ② 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。 ③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
(8)	事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
(9)	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づき、ガス小売事業者として登録を受けている者であること。

(10)	入札日の前日までに適正なガス供給条件等を定めていること。
(11)	沖縄県内に本店又は支店等を有し、当該本店又は支店等を(1)の名簿に登録していること。

4 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

5 質問の方法・回答

(1)質問の方法	質問書(市指定様式)に質問内容を記載し、小禄学校給食センターへFAXにて提出すること。 ※FAX送信後は確認のため小禄学校給食センターへ電話すること。
(2)質問期限	令和7年7月31日(木) 午後2時
(3)質問書に対する 回答方法	令和7年8月4日(月)までに那覇市ホームページに質問及び回答を掲載する。

6 入札の方法

(1)入札方法	入札書(市指定様式)による紙入札
(2)入札時提出書類	1 入札書(市指定様式) 2 代理人が入札するにあつては委任状(市指定様式) 3 入札金額の積算根拠として、算定内訳書を入札書と併せて応札すること。 ※算定内訳書が通減型料金体系となっている場合は通減型料金体系明細書も添付すること。
(3)入札書の記載方法	別紙の「入札金額積算にかかる留意事項」のとおり

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)	入札に参加する資格のない者がした入札
(2)	委任状を持参しない代理人のした入札
(3)	入札書が所定の日時までに提出されない入札
(4)	同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
(5)	入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
(6)	連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
(7)	入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
(8)	入札書に記名押印を欠いた入札
(9)	誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
(10)	入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
(11)	鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(12)	再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に参加の者がした入札
(13)	郵送による入札
(14)	その他入札の条件に違反した者が提出した入札

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。

9 契約保証金

那覇市契約規則第30条第12号の規定に基づき免除する。

10 落札者の決定の方法

(1)	入札ならびに開札後、落札候補者を決定する。落札候補者は資格審査書類を提出し、入札参加資格の条件を全て満たすことを確認できた場合、その者を落札者とする。 ※詳細は「制限付一般競争入札心得」を参照
(2)	同価の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札候補者を決定する。
(3)	落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに次の書類を提出すること。

(1)	業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
(2)	ガス小売事業者登録確認資料
(3)	ガス供給条件等を定めた供給約款等

12 その他

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札ならびに開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札ならびに開札は延期とする。延期後の日時は、那覇市ホームページへ掲載する。

13 お問い合わせ先

那覇市 小禄学校給食センター (担当:多和田)
電話 098-917-3459 FAX 098-858-0424